

平成30年11月30日

国土交通大臣 殿

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
氏名又は名称 関東運輸タクシー株式会社  
代表者名 関東 太郎

代表  
者印

## 理 由 書

この度、平成30年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）において、交付申請時の補助対象経費と実施額に差額が生じた理由は、1台当たり250,000円の値引きが生じたことによるものです。

平成30年11月30日

国土交通大臣 殿

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
氏名又は名称 関東運輸タクシー株式会社  
代表者名 関東 太郎

代表  
者印

## 理 由 書

この度、平成30年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）において、交付申請時の補助対象経費と実施額に差額が生じた理由は、値引き額の消費税分によるものです。

平成30年11月30日

国土交通大臣 殿

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
氏名又は名称 関東運輸タクシー株式会社  
代表者名 関東 太郎

代表  
者印

## 理 由 書

この度、平成30年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）事業完了実績報告書の提出にあたり、必要書類のうち「補助対象経費の支払いを証する書面」について、現時点において支払いが済んでいないため添付できません。

については、平成30年12月15日に支払を予定しており、平成30年12月25日頃までには提出を致します。

平成30年11月30日

国土交通大臣 殿

住 所 神奈川県横浜市中●●●●●●

氏名又は名称 ○○○リース株式会社

代表者名 ●● ××

代表  
者印

## 宣 誓 書

この度、平成30年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）については、入金後速やかに車両貸与先のタクシー会社へ一括還元することを約束します。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 車両貸与先のタクシー会社 | 関東運輸タクシー株式会社   |
| 還 元 額        | 1台あたり 600,000円 |